

## 令和2年度 「滋賀県高等学校夏季体育大会」の実施について【ガイドライン】

滋賀県高等学校体育連盟

生徒の活動機会確保の観点から、参加生徒や関係者の安全が確保される環境を整えば、専門部ごとに「滋賀県高等学校夏季体育大会」の名称で「3年生の集大成の場」である大会を開催できるものとします。

本ガイドラインは、一般的な競技大会を想定し、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催に向けた諸注意等を記しています。下記事項を御参照いただくとともに各競技の特性や中央競技団体の規則に照合しながら、できる限りの予防策を講じたうえで参加生徒や関係者の安全確保を第一とした運営をお願いします。また、3カ月のブランクや熱中症が多発しやすい時期を鑑みて、決して無理のない開催計画の策定をお願いします。

### I. 開催について

- 競技によって、参加人数や会場（屋内外）、競技特性（コンタクトの有無等）に違いがあるため、本ガイドラインに加え、競技に応じた対応を基本とする。
- 感染リスク（3密や感染経路）の回避が難しい競技については、協会や連盟と連携を図り、中央競技団体の大会実施の方針等を参考に開催の可否を検討する。

### II. 開催時期

- 原則7月～9月。

### III. 開催方法

- 必要最低限の人数で実施。
- 原則無観客。（控え部員、保護者の入場は専門部ごとに規則を設定すること。）

### IV. 競技環境の整備

- 消毒液の設置、手洗い洗顔の徹底、競技中以外のマスク着用の徹底。
- 屋内競技にあっては換気の徹底。
- 更衣室等も含め3密を避ける。
- 待機者等については社会的距離（2m）を保つ。

### V. 健康観察の実施

- 大会当日の検温を義務付ける。
- 倦怠感等、自覚症状のある者は会場に入場させない。

### VI. 開会式・閉会式について

- 原則、実施しない。

### VII. 抽選会

- 公正が保たれる最低人数で抽選会を行う。（各顧問の同意を得ること）

### VIII. 部員または関係者の感染が判明した場合

- 感染者、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない。
- 大会終了後2週間以内に発症した場合は、主催者に必ず報告すること。
- 緊急時の連絡先（病院・保健所）を事前確認しておくこと。

## IX その他

- 1 滋賀県・滋賀県教育委員会の学校再開や部活動の方針が大前提であること。
- 2 原則、課業日の開催を避け、学校生活に支障をきたすことのないようにする。
- 3 原則、週休日（土・日）、夏季休業中の開催とする。（国民の祝日や県立学校の学校閉庁日は望ましくない。）
- 4 開催経費補助金（春季大会での計上額）は、国、県、県高体連のいずれかが負担する。参加費は徴収しない。
- 5 役員旅費については、県高体連が負担する。
- 6 滋賀県高等学校体育連盟の主催大会とする。
- 7 大会名称は「滋賀県高等学校夏季体育大会」とする。
- 8 賞状は、県高体連で配付したものを使用してもよい。
- 9 参加に際して、学校長はもとより、保護者や選手本人の承諾を得ること。
- 10 今後社会情勢が大きく変化した場合の対応は、この限りではない。

大会の開催にあたっては、完全な感染リスクの排除は難しいということを念頭に置いて、大会関係者や参加生徒の協力を得ながら感染リスクを極力減らすことが重要になります。もし、その安全が確保できないと競技専門部が判断した場合は大会実施を中止することも必要になるかもしれません。

本ガイドラインに限定することなく、各中央競技団体や公的機関が出す情報を参考にして、開催にあたられるようお願いいたします。

# 「ソフトテニス大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」について

2020年6月2日

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

## 1 はじめに

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全国で解除されたことに伴い、今後、ソフトテニスイベントの再開に向けた取り組みが実施されていくこととなりますが、本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が発出したガイドラインに沿って、大会やイベントなどにおける感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、緊急事態宣言解除直後の段階で得られている知見等に基づき作成されています。今後の知見集積および各地域の感染状況を踏まえて、随時見直しを行いますのでご留意ください。

## 2 大会・イベント再開にあたっての基本的な考え方について

大会やイベント開催につきましては、各都道府県の方針に従うことが前提ですので、実施の判断に迷われた際は、施設が所在する都道府県のスポーツ主管課等へのご相談をお願いします。

- (1) 全国的かつ大規模な大会・イベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる事が必要です。
- (2) 屋外での大会、あるいは参加者が特定された地域大会・イベントなどについては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策(後述「3 大会・イベント開催・実施時の感染防止策について」参照)を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

## 3 大会・イベント開催・実施時の感染防止策について

【感染予防策】は、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、参加者が大会・イベントに安全・安心に参加できるよう、主催者(主管団体)が運営に当たり留意すべき感染防止の事項を取りまとめたものです。

大会・イベントの主催者(主管団体)は、本内容を踏まえ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理しなければなりません。

## 【感染予防対策】

### (1) 参加募集時の主催者(主管団体)の対応

- ① 大会・イベント参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、大会要綱に記載することで協力を求めること。  
なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会・イベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。
- ② 発熱や風邪症状、咳・痰・胸部不快感、強いだるさや倦怠感および味覚嗅覚を感じない者の参加を認めないこと。
- ③ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は参加を認めないこと。
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、あるいは 14 日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された者も参加を認めないこと。
- ⑤ 大会・イベント参加者に感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する必要があることを周知すること。

### (2) 主催者(主管団体)の対応

- ① 参加者・運営スタッフの検温結果など下記内容をまとめたシートを作成し、大会・イベント当日に提出させること。
  - ・ 氏名・住所・連絡先(電話番号)
  - ・ 当日の体温
  - ・ 当日の 2 週間前までにおける発熱などの感染症状の有無
  - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
  - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、あるいは 14 日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された場合など
- ② 選手、関係者、運営スタッフには会場に入る際、必ずマスクを着用させること。
- ③ 受付場所、練習場所および試合会場には、消毒液などを配備すること。
- ④ 大会開催の際は、選手ならびに関係者の密集のリスクを回避する工夫をすること。
- ⑤ 受付場所、集合場所を換気の良い場所に設置するなど、選手ならびに関係者の密集・密閉のリスクを回避する工夫をすること。
- ⑥ 参加者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑦ 感染予防対策を優先し、試合に支障がない開会式・表彰式を省略するなど、大会運営における慣例や慣習を見直す工夫を図ること。
- ⑧ 観客が入る場合は、密集・密接にならないように配慮し、大声での応援なども控えるように協力をお願いすること。(会場入口などに貼り紙を行ったり、放送による呼びかけを実施したりすること。)また、必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと。

- ⑨ 更衣室やトイレ、待機スペース、役員控室などは広さにゆとりを持たせ、一度に入室できる人数を制限するなど、他の参加者と密になることを避けること。また、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開けるなど換気に配慮すること。
- ⑩ 競技場内で、複数の関係者が触れると考えられる場所や物品(審判台、審判用具、筆記用具、ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子など)について、こまめに消毒すること。多数の選手が関わる審判員の使用する筆記用具は、審判員各自で用意し、共有を避けること。特に、トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)についてはこまめに消毒すること。また、手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意し、「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑪ 大会開催後に大会参加者・関係者らの感染が判明した場合には、速やかに各都道府県連盟に報告、各都道府県連盟は日本ソフトテニス連盟に報告すること。
- ⑫ 感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。

### (3) 参加者の対応

- ① 参加者は大会・イベント開始前に検温をし、その他必要事項を運営側に報告をすること。
- ② 試合中には十分な距離を確保しながらマスクを外してプレーを行うが、試合の前後ではマスクを着用すること。
- ③ 会場内では他人との距離を2メートル確保すること。また、コート内においてもできるだけ2メートルを確保するよう努力するとともに、ペアで話をする際には、対面しないようにすること。
- ④ 試合前のアップおよび試合において、選手が密集・密接する円陣や声出し、整列などは控えること。
- ⑤ 試合開始前の挨拶、トスおよび試合後の挨拶はネットから1m以上離れて行うこと。また試合後の選手間での握手も禁止とすること。
- ⑥ ペアなどとのハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。
- ⑦ 団体戦においてコートに入場できるのは対戦する選手と、ベンチコーチの監督のみとし、待機選手はコート外で一定間隔を保ち応援するよう努力すること。
- ⑧ 一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう、チームごとで応援者に注意喚起を行うこと。
- ⑨ 用具、用品(ラケット、タオル、ウェアなど)のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ⑩ 試合終了の度に、こまめな手洗いを行うこと。
- ⑪ チーム内などにおいて、感染者が発生した場合は、チームを活動停止するとともに大会への出場を中止し、関係者に連絡すること。

(4) その他

- ① 飲食物の提供時、参加者が同じトングなどで大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを提供するなどの工夫をすること。
- ② 飲食については、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ③ 飲みきれなかったスポーツドリンクなどを指定場所以外に捨てないこと。
- ④ 会場に配備しているゴミ箱などを大会期間中は撤去し、ゴミは各自持ち帰らすこと。
- ⑤ 会場内におけるマスク未着用時の咳エチケットの励行、および唾、痰を吐く行為を厳禁とすること。
- ⑥ 万が一感染が発生した場合に備え、主催者(主管団体)は個人情報に十分注意しながら、大会・イベント当日に参加者から提出を求めた書面について、少なくとも1か月以上保存しておくこと。
- ⑦ 各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは主催者(主管団体)で実施すること。

以上